

## 出水市個人情報等の安全管理に関する基本方針

### 第1 個人情報等の保護に関する考え方

出水市では、出水市個人情報保護条例（平成18年出水市条例第17号。以下「個人情報保護条例」という。）に規定する個人情報の保護並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定められた事務及び出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年出水市条例第19号。以下「個人番号利用等条例」という。）で定める事務において利用する個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の保護に関し必要な措置として、管理体制及び管理規則等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に個人情報及び特定個人情報等（以下「個人情報等」という。）を取り扱う。

### 第2 個人情報等の保護方針

本市が保有する個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり個人情報等を適正に取り扱う。

（法令遵守）

- 1 個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。法令等には次のものを含む。
  - (1) 番号法
  - (2) 個人情報保護条例
  - (3) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
  - (4) 行政機関の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する指針について（平成16年9月14日付け総管情第84号総務省行政管理局長通知）

(安全管理措置)

- 2 個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(特定個人情報等の適正な収集、利用、保管及び廃棄)

- 3 特定個人情報等は、番号法に定められた事務及び個人番号利用等条例で定める事務のうち、利用目的の達成に必要な範囲内で適正に収集し、利用し、保管し、及び提供するとともに、不要となった特定個人情報は速やかに廃棄する。

(委託・再委託)

- 4 個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先を含む。)において、出水市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(継続的改善)

- 5 個人情報等の保護に関する管理規則等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。